

答 申 第 7 4 3 号

平成 31 年 3 月 26 日



地方独立行政法人神戸市民病院機構  
理事長 橋 本 信 夫 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 20 日  
付け神本部第 450 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

脳画像解析システムの導入について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市民病院機構における脳梗塞の治療に当たり、脳画像解析システムを導入し、脳画像中の異常領域のマッピング表示や体積の算出等を行うことは、検査画像の定量的な評価による治療対象部位の迅速な確認と治療に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

脳画像解析システムの導入について

( 条例第 11 条 「電子計算機処理の制限」に関して )

◎は条例第 11 条第 2 項に該当する項目

<患者基本情報>

◎患者基本情報

患者氏名、患者番号、性別、年齢

<患者検査データ>

◎CT 検査脳画像

単純 CT 画像

PWI (Perfusion image) : 灌流画像

◎MRI 検査画像

DWI (Diffusion Weighted Image) : 拡散強調画像

PWI (Perfusion image) : 灌流画像